

鳥取県小規模作業所運営事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第20号

鳥取県小規模作業所運営事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県小規模作業所運営事業助成条例（平成12年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成24年3月31日</u> までに延長その他の 所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ の効力を失う。 (この条例の失効に伴う経過措置) 3 略	附 則 (施行期日) 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成21年3月31日</u> までに延長その他 の所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ の効力を失う。 (この条例の失効に伴う経過措置) 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。